

第6回 津山市下水道事業検討審議会

開催日時	令和4年11月22日（火）10：00～11：15
開催場所	津山市役所 第2委員会室
出席者	委員：6名（在任委員数：8名） 市職員：7名
傍聴者	2名
議事	地元説明会、答申（案）について
議事次第	1. 開会 （1）開会挨拶 2. 議事 （1）公開・非公開の採決 （2）第5回審議会の議事録について （3）地元説明会について （4）答申（案）について （5）その他 3. その他 4. 閉会

【1. 開会】

（1）開会挨拶

都市建設部長：挨拶

会長：挨拶

【2. 議事】

（1）公開・非公開の採決

事務局 前回の会議では、計画の見直しについて地元町内会長に説明に行った際の様子や、審議会当日までに開催することができた地元説明会の様子などについて報告させていただき、次に、答申のとりまとめに向けた骨子案などについて協議をさせていただきました。

第6回目となる本日の審議会では、前回の審議会以降に開催した地元説明会での意見等を報告し、その後、次回に向けた答申案のとりまとめについてご審議いただきたいと考えています。

次に会議の公開・非公開についてでございます。

審議会規則には、出席委員の3分の2以上の多数で公開しないことができると規定されておりますが、今回の会議の内容につきましても、津山市公開条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当しているものはなく、公開すべきと考えています。以上です。

会長 ご説明ありがとうございました。

説明の通り本日の会議内容については、津山市公開条例の第7条の各号に掲げる情報

には該当していないと考えることができるかと思えます。会議を公開すべきということ
でよろしいでしょうか。

《委員から「異議なし」との発言有り》

《公開決定》

(2) 第5回審議会の議事録について

事務局：第5回審議会議事録について説明

事務局　それでは第5回審議会の議事録について説明をさせていただきます。A4で右上に資料
3、表題に第5回津山市下水道事業検討審議会と書いてある資料をご覧ください。

内容につきましては、事前に委員の皆様には配付させていただいておりますので、こ
の場での細かい説明は省略させていただきます。配布の際ご意見等あれば、ご連絡をい
ただくようお願いしておりましたが、本日までに特段のご意見はいただいております。
また、第5回審議会におきまして、長谷川会長よりご質問いただいております。

「次回見直しを行う際、審議会を立ち上げるまでに、全体計画区域から削減の対象とな
りそうな地区について、意見を聞いておくことができるのか」

と、言うことにつきましては、持ち帰りまして、課内でも協議をいたしました。市役
所として決定されていない意見を市民の方に話すということが、不要な混乱を招く恐れも
あるため、難しいという考えに、至りました。

ただ、次回審議会を設置する場合には、今回の経験を踏まえまして、もっと余裕のあ
る期間、例えば1年とか1年半という余裕のある期間を設定しまして、審議会の期間の
中で、対象地域の地元説明を行える時間を十分とれるようにと考えております。

事前にご連絡をいただいておりますが、議事録等に何かご意見等ございましたら、
お願いしたいと思います。

会長　何かご質問とかご確認等、ご発言があればお願いしたいと思います。いかがでしょ
うか。

【質疑応答】

会長　1年間かけて審議するというのであれば、例えば12月に答申を求めないといけない
今回と同じようなタイムスケジュールであれば、前の年度のところからスタートする
ということをお考えおかなければいけないということですね。

事務局　最初に話を持っていく地元が決まった後、2、3ヶ月は、次の審議会まで時間をとら
せていただいて、その間で地元の方と調整をして、説明会を終えてという、そういう形を
とればと考えてます。

会長　私もそういう方針で構わないかなとは思いますが。

これを議事録に載せるのは今回の議事録に載せることになるわけですね。

事務局　そうです。

会長 それでは、他にご意見とかご質問等ございませんでしたら、この議事録については承認をいただけるということによろしいでしょうか。

 《委員から「よろしい」との発言有り》

 《議事録について承認される》

(3) 地元説明会について

事務局：資料により説明

 津山処理区

 中島地区、平福地区、一方地区 → 全体計画に残す

 高野山西・押入地区 → 全体計画から外す

 久米処理区分

 油木北・里公文地区、坪井下地区 → 全体計画から外す

 勝北処理区

 大吉地区、川東地区、案内地区、市場地区 → 全体計画に残す

【質疑応答】

会長 地元の説明会について、ご説明がありました。まず、地域を分けて、確認をさせていただきますでしょうか。

 津山処理区につきまして、ご意見、説明会の要旨について、ご確認されたいことがございますでしょうか。

 基本的には、中島、平福、一方については、下水を残して欲しいという意見で、高野本郷、押入については、対象地域から外してもいいというのがあったんですが、これは他の地域の回答はご存知ない状態での話ですよね。だから、他は「残して欲しい」「残ったよ」というのは知らない状態でお話をされているということですよ。

事務局 はい。今回は地元の方のご意見を聞きますということで、特段、他の地域についてどうだったということは申し上げていません。

会長 それから、久米地域、久米処理区分ですかね、これにつきましては、いかがでしょうか。こちらは、全体計画から外すということで、合併処理浄化槽で整備する地域に変更するという話になっています。

委員 皆さんが気にされているのは、外された場合に、今ある合併浄化槽が、将来の埋め替えとか、メンテナンスの時に費用がかかるが、下水道だったら何もしなくていい、その差額に関して何か補助があるかっていうことをお尋ねされてる方が多かったと思うのですが、それはどうでしたか。

事務局 確かに浄化槽の更新について、現在、何も補助が出ないという状況です。そこについては委員がおっしゃられますように多くの意見をいただきまして、それについては、合併浄化槽の普及促進協議会という会議体があるのですが、そこにおいて他市町と一緒に、まずは県内で、更新についての補助をしていただけるように、要望をさせてい

ただいて、ゆくゆくはその声を国にも上げていきたいと、お答えをさせていただきました。

委員 皆さん同じ住民税を払っていて、不公平感がある。住んでいるところで、損をしているというのを感じられて、そのような意見が出ているのではないかと思うのですが、その辺を対策していただかないと、下水道はなくてもいいですよと言ったものの、やっぱり合併（浄化槽）をこれから付けて、20年経ったら、またそこで、30万、40万円掛かるといことが、不公平と感じますので、何かしら対策をして、こうしますからということでしたら皆さんも納得してくださるとは思います。

事務局 たちまち今すぐどうするということが言えないですが、今お話できるのはそういうことでしかないということで、ご理解いただいたというようなことです。

会長 確かに対象になる地域には、不公平感が出てくるとは思います。その他の地域との平等性というのは、何かご発言がありましたかね。

委員 やはり下水道があると、本当に何もなくてもいいので、最初は多少お金がかかるとは思うのですが、後が全然OKとなってしまうのですが、合併浄化槽を入れると、それをまた更新していかなければいけないので、自分の代はそれで持つかもしれないけど、子供の代となったら、そのために工事費が何十万も掛かってしまう。下水道の人たちはいいなって思われるから、やっぱり不公平感はどうしてもあるかもしれません。

会長 下水を引いてる地域と、そうでない地域との不公平感を考えてほしいと。

委員 そうです。それを平等に考えていただかないと、私は下水道が来ない地域なので、それは感じます。

会長 答申の中に、それを入れるのはどうなのか分からないんですけど、ただそこについての観点は出たので、答申の中に何か盛り込まれてますか。

事務局 特別、言葉としては、入れてないです。含めたいというご意見でしたら、入れるように考えたいとは思いますが、ただ、予算的な面で単市としてやるのが難しいとは考えております。今現在、実施している事業が国の事業を使っておりますので、できれば、更新についても、国の事業でやってもらえるのが一番かと思っております。先ほど課長からも申し上げましたが、要望という形で考えさせていただけたらと思っております。

今の言葉を、答申の中に入れるということについては、問題はないとは思っています。

委員 あと、前回の第5回の時にも言いましたけれど、事業所とか、住宅以外の人たちは補助金が全く出ない。それで浄化槽を自分達で入れなくちゃいけない。大型の浄化槽ってすごく高いので、その辺のことも、その事業所とか、例えばレストランであるとか、工場もそうですけれども、そういうものっていうのは、下水道があると無いのでは、ハードルの高さが違う。工場を作ろうと思ったりとか、お店をしようと思ったら、飲食店ではすごく大きな浄化槽を入れないといけない。住民の方にはご意見を聞かれてるけどそういう人達とのお話はできてない。そういう方たちが、事業所を作りたいと思っても、そこに浄化槽を入れないといけないということが、ネックにならないか。下水がある方がよかったということにならないんですか。

事務局 確かに説明会において、事業所が多い地区、例えば平福の辺りも、事業所等も多いです。確かにそういうご意見もございました。今回、他の委員の方からも、事前にご説明申し上げた時に、そういうご意見を頂戴しておりますので、そこについても、今回

の答申の中にも含めるようなかたちで、ご相談させていただこうかなと思っていたところでは。

会長 それでは、答申の検討のところ、もう一回議論させていただくということで。

では、久米処理分区については、地区の説明会で出た意見についての確認はよろしいですかね。久米処理分区については、全体の計画に残してもらいたいという意見は出なかったということですね。

では、勝北処理区については、いかがでしょうか。合計で4地区に渡って意見を確認されております。確認されたかった内容等はございますでしょうか。

委員 今回残して欲しいって言われた地区ですけど、多分、工事の優先順位がすごく低くなると思うんですけど、30年、40年先になるかなと。それでも残して欲しいという感じですかね。

事務局 そうですね。これから30年先、40年先までかかります、それから優先順位についても、どうしても人口の多いところからやっていく必要があるというお話しした上で、それでも残して欲しいというご意見でした。

委員 残して欲しいという地区は、合併浄化槽の補助は出ない訳でしょう。

事務局 いえ、認可に入るまでは、基本額だけは出ます。ただ、単市上乘せをしている部分については出ません。認可に入った時点で、基本額についても出なくなります。ただ、もし久米とか勝北が、このまま下水に残っても先が長いので、しばらくは基本額だけは出るとは思いますが。認可に入ったところは出しておりません。

委員 でも長い年月かかってもやるんだとしたら、出してあげないと。その区域に入ったので、出ないとなるまでは。

事務局 説明会の様子で申し上げますと、勝北地域が今回4町内ありましたが、4地区の会長さんが集まって会議を持たれて、地域としてまとまって、全体計画区域に残してもらおうという結論に至ったと聞いております。

会長 地区の中で、事前にそういうやりとりがあったということですか。

事務局 各地区の説明会后、町内会長さんが寄り集まって、一つの地域として計画に残してもらおうということになったと、事務局に連絡をいただいております。

会長 勝北地域の結論としては、全体計画に残して欲しいという意見が出たということのご説明ですが、この内容で確認はよろしいですか。

それでは、次、答申の話が出てきますのでそこのリンクがありますが、地元の説明会の件について、全体の話として、何か確認されたことがございますか。

それでは他にご意見がないようですので、この三番目の地元説明会については、終わりにさせていただいて、次の4ですね、答申の案に移りたいと思います。

(4) 答申(案)について

事務局：資料により説明

【質疑応答】

事務局 先ほどの質疑の中でお話が出ましたので、先に申し上げておきたいと思いますが、本日も都合により欠席されていらっしゃいます、委員から、下水道区域外の事業者に対する、合併処理浄化槽の補助金について、課題として今後検討するよう、答申の中に入れてはどうかのご意見を、いただいております。

会長 この意見は、まだこの中には盛り込まれていないということでしょうか。

事務局 はい、案を見た上で、委員からこういうことも入れた方がいいのではないかとご意見として、承っておりますので、まだ入れてはおりません。

会長 はい。それではまとめますと、方針としましては、3番目のところに書いてありますが、全体計画区域の見直しをするということは妥当であるということ。それから、用途地域などの土地の利用状況とか、津山市の各種計画との整合性を図るということと、その見直しがあったらそれに合わせて、下水道の整備計画も変える必要がありますねというのが案に含まれているということ。それから、検討の対象となる地域の住民に対しては十分な説明を行って、コンセンサスを得てくださいということ。それから次の段落にありますが、事業の効率性とか採算性を勘案して、整備効果が高いと判断される地域から順次行うということですが、逆に言うと中心部から外れたところになると、優先順位が低くなるというのがここに含まれていることになるかと思えます。それから、10年程度より短い期間で見直しの必要性の確認をしてくださいということですね。補助金については、いわゆる下水道の地域と合併処理浄化槽の整備に関する住民負担の公平についての文言が書いてありますが、公平を求めた方がよいということと、全体計画区域以外の設置に関する上乗せの補助金の増額。補助制度の拡充について、した方がよいのではないかと、答申になってるという要旨でよろしいですかね。

以上の答申案を、市の方で提案されましたので、これについて、内容、過不足修正等も含めていただけたらと思えますがいかがでしょうか。

委員 先ほどの委員の意見、私も賛成なんですけど、というのが店舗付き住宅であるとか、その店舗の部分が少し大きかったら補助金が出ませんって言われて、一旦受けたものを返したとか、そういうのも東一宮辺りで聞いたことがあるんですけども、やはりそういう、事業所の人には全く出ないっていうのは、ちょっと。補助制度を考えていただきたい。

事務局 今ここで出来ますとか、出来ませんと回答することは無理ですが、今後の課題として、そういうご意見もあるとうことで承らせていただきます。今は基本的には専用住宅でそこに住む方が申請されたものしか補助対象としておりません。併用住宅については、住宅部分が床面積の2分の1以上あることが条件になっておりまして、なかなか事業主の方に対しては出るようになっておりませんが、今後、そういうご意見も踏まえて、できるかどうか検討はさせていただきたいと思えます。

会長 審議会の自由な意見ということで、私の方からも、ちょっと思ったことなんですけど、

市全体として見たときに、何かがコストダウン、コストカットができるので、そのまま削減できたお金で何かを手厚くするというのは、可能な範囲かなと思うんですが、下水道の整備もずっと続ける、でも、こっちの補助金も増加するっていうのは、市としては、今後それは厳しい選択になってくるのかなと思ったりはするんですね。要するにどちらの意見もわかるんですけど、そこら辺がちょっと塩梅として難しいのかな。市としては、最初から課題でもありますよね。

事務局 全市を下水道にできれば、不公平がなくていいとは思いますが、費用対効果を考えましたら、それは無理ということで、津山市では、公共下水道と、農業集落排水、それから合併処理浄化槽、この三つの方法のいずれかで、水を綺麗にするということを、進めております。それぞれの事業の住民の負担が、公平ではないということで、住民の方も不満に思われる部分もあるかと思えます。どこかが減れば、そのお金を持っていくっていう考え方でいくと、事業者の方に対する補助を新設するというのも難しいかもしれません。下水道はこの先長い期間が必要な事業ということもありますので、今回は減らせる部分が少ないのですが、いずれ、また、全体計画縮小の方向で進めることが、必要となってくると予想されますので、そのときに向けて、下水が行ったところとそうでないところで負担を公平にできるよう検討していければと思います。

委員 負担の公平を考えると難しいところが、営業になる。営利目的になるから、どこまでいくら出していいかという部分が検討しにくいのではないかと思う。

事務局 おっしゃるとおりです。今は営利目的というのは、基本、除外してます。

委員 どこまで、どのぐらいの金額で、建物の平米数がいくらでというようなことを決めないと、なかなか難しい。

事務局 難しいとは思いますが、検討していく必要はあると思います。

委員 そういうことを、頭に置いてあげないといけない。言い逃れじゃないんですが、そういう意見があった時には、審議会でもこういう意見は出ていると言えるので。そういう話もあるということは、市民にも聞いていただかないといけないので、答申に入れていただきたいと思えます。

ちょっと難しいところですが、金額的にしても。

事務局 そうですね。津山市は10人槽までしか補助を出しておりませんが、国の補助自体が10人槽までしかないわけではございませんので、もっと大きいものに対して補助金を出している自治体もございます。市の負担を考えたときに、津山市としては、普通の一般住宅に対するものを対象にということで今までやってきております。ただ、委員さんからいただいた意見のように下水がもう行かない地域というところと、下水が行っている地域と比較して、不公平じゃないかと言うのもよく聞くお話ではございますので、委員の方からもそういうご意見をいただいたということで、今この場でここに盛り込むということで決めていただければ、次回に向けて盛り込んでいくことも可能だとは思いますが、よろしくをお願いします。

会長 営利目的というところもあるので、おっしゃるとおり難しいところもあるのかなと思って聞きました。いかがですか。

委員 それで勝北もどこでもですけど、だんだん空き家がよく増えてます。そういった中でこういう計画を立てながら、難しい面もある。これから本当、なかなか田舎には住まな

い人が多くなってくる。年寄りもいなくなって、うちらでもかなり空き家があります。やっぱりこの地域でも、変わってくるんじゃないかな。

事務局 勝北地域で説明をさせていただいた時には、人が減っているというけども下水が来なければもっと減るんじゃないかというご意見もありました。

委員 それもあるかな。下水が無いところより、あるところに家を建てようかというような、こういう傾向も若い人にはあるだろう。

事務局 人口が少ない多いじゃなくて、均一にインフラ整備をしてもらいたいっていうご意見をちょうだいしています。

委員 やるなら早く、やっていただくということで、30年とか20年とか、計画を縮めてでもやってもらうということも考えないと。

委員 よそから移住してこられる方を考えると、下水があるのとはでは、例えば汲み取りの古い家があって、とってもいい家で安いから、そこをリフォームして入りたいと思っても、まず浄化槽がない。水洗トイレじゃないっていうのはちょっとありえないと思う。

事務局 人口減少に拍車がかかるというように言われました。それが合併浄化槽か下水というところはあるのですが。

やっぱり、下水ができれば一番いいんですが、実際問題として作ってしまうと作ったものは、維持管理、更新も必要になるということで、ずっとお金がかかっていくものから、この辺を考えて、三つの方法でやるということを決定しているところです。

委員 だから、当初で思われてた大部分を結果的には削減できなかったになりそうじゃないですか。その辺は大丈夫なんですか。

事務局 結果的に、こういうことになる見込みではあるのですがけれども、説明会を開催し、審議会を開かせていただいた上で、審議、検討していただいた結果、そういうことにはなれば、その方向でいかないといけないと思っております。

今回は住民のコンセンサスを得ながら進めることが必要というところにポイントを置いてやって参りました。それと土地の利用状況等も勘案しながらというところで、用途地域を外すのはちょっと、難しいだろうと。こういう過程を経て、結果こういうことになったものと考えています。

会長 どのレベルで物事を見るかで変わってくると思うんですけど、そこに住まれてる方の視点で見ると、下水道が来ないのは困る。それは、浄化槽の入れ替えのことも、コスト負担のことも。だけど、市の将来を見たときに、例えば、30年後の自分の子供とか孫とかの世代になったら、なんてものを残したんだということにもなりかねない話ではあるんですよ。これだけの下水道を整備したけど、誰がこれを維持するんだというような話も出てきても仕方がないのかなと思って話を最初から聞いていたのですが、その辺のバランスの感覚が、住民の方と合意ができないと意味がないというか、駄目なのですが、それが住民の方と共有できなければ、駄目ですよ。やっぱり、30年後、10年後にどれぐらいの人口が、ここの地域にいて、そこに下水道が来るということが現実的な話なのかどうなのかとか、そういうことが同じイメージで共有できないと、話が進まないと思うんですよ。それを感じました。

事務局 30年先、40年先、人口が減っていく。でも作ったものの維持はしていかなければいけないということは、説明会の中でも、住民の方にも説明はさせていただいたのですが、

なかなかそれが自分たちに返ってくるということが、イメージできないのかなと。

30年、40年経ってもいいから、子供たちにそれを残したいという思いが強い。これを残したことによって、子供たちとか孫たちに負担がかかっていくというふうには思っていただけでなかったのかなという感じはします。

会長 その辺はちょっと答申からは話しがそれますが、何か市としては、例えば今後、タウンミーティングをすとか、そういう観点で理解を求めることは可能なんですかね。ちょっと難しいのかな。

事務局 難しいかと思いますが、説明会にあたって将来予想を、もう少し細かく詰めて、これぐらいの負担が実際にはかかってくるということが言えれば、住民の方のとらえ方も変わるのかなとは思いますが。なかなか将来のことを30年、40年先にはこうなりますというのは、言いづらい部分でもございまして、人口の推計はこれくらいまでになりますというようなものは数字が出ていますから言えますけど、30年、40年後の事業費とかはなかなか、概算の概算に近いような数字になると思います。その辺の数字をもう少し説明会へ持っていけば多少は、と思いますが、全体計画の縮小にあたって地元への説明会を行うというのが今回初めてやったことですので、住民の方の反応というのを見るまで、実際分かりませんでした。次回に向けては少し何か考えてやっていけたらと思っております。下水が来るっていうことを思われてる住民の方を説得するのは難しいなというのが今回の感想です。

委員 特に中島・平福のところは、新興住宅地じゃないですか。新しい家がどんどん建ってて、多分、昔からおられる方もおられるけど新しい、つまり、この町内の平均年齢が低いですね。30代ぐらいの方がたくさん入ってきて、30年先でもその人たちは生きていて、だからその、こんなに家が立ってるのに何で（下水が）来ないのっていう。田舎の方なら、納得。あそこの家も人がいなくなった、ここもいなくなったということなら、しょうがないなとなるけれど、私は、中島・平福の人が、こうして欲しいっていうのはわかります。

事務局 そうですね。確かに地域の方もそういうようなご意見をおっしゃられました。今回、私共が提案したのは、どうしても整備が駅の方から進んでいくっていうことを踏まえると、おそらく少なくとも10数年ちょっとはかかりそうなので、今回こういうような提案をさせていただいたということは、あるんですけども、やっぱり中島・平福、あの辺りについては、そういうご意見が強かったと、いうことです。

30年、40年後に、この事業が続けられるのかどうかというのも、実際には申し上げられない部分です。そういうのもあって、中島の方には、説明をさせていただいたつもりなんですけど、今、家を建てている方は、実際にはいらしてなくてですね。最近建った新しい家の方は、自分には関係ないっていう部分なのか、説明会にはいらしていただけてなくてですね。来ていただいた方は、どちらかといえば昔からある家の方っていう感じでした。

会長 だから、今のつけてる浄化槽を交換するまでには、下水道が来たらいいなみたいなそういう気持ちもありますよね。

事務局 前から住んでいて、もう浄化槽を付けられていてという人については、下水が来る頃にはそれが駄目になってというような将来を予想をしていたんじゃないかとは思いま

す。

会長 子供が帰ってくる頃にはとかね。そういうのは、思われるでしょうね。

委員 多分、古い方の方が、昔はこの辺全部田んぼだったのに、こんなに家が建って人口が増えている実感がすごくあるから、小学校でも佐良山小学校だけ増えてるって聞いたので。

事務局 平福・中島については、農地開発したんです。もともとは圃場整備なんです。なのにあそこに、一本 53 号が通ったがために、宅地化されてしまったんですね。だからもともとあそこは開けた農地だった。なぜかそれが今では街になってしまった。

委員 前は山側にしか家がなかったけど。

事務局 だからやっぱり道ができるというのは、その地区を新たに、開発させることになるのかなあというのを僕らも思っています。

あと、今回、一言、言わせていただきたいんですが、今回の答申とは離れた話なんです。下水道事業が津山市で始まって、もう 50 年近くになります。間違いなく下水道の耐用年数というものがあります。今後、下水道をこのまま放置したら、下水道が使えなくなるときが来ます。そのために今後は、下水道の維持にお金をまわしていく必要があります。ということで、どんどん拡張で広げていくだけでは、もう駄目なんです。

やっぱり今まで作ったものを、維持していかなきゃいけない。もう限界、壊れたからこの辺の下水が使えなくなりますよというわけにはいかない。そうしたときに必ず、これは答申に全然関係ないですけど、下水道使用料、これに必ず影響がでます。

新たに広げていくのは当然、拡張として広げていかなければならない。将来的に、これで広げるのはやめて維持管理だけでいいですよとなった時に初めて下水道は、一本立ちして、企業として、下水道企業として、例えば水道局と下水道と一緒に局にしてしまっ、企業にしてしまうとか、ということが考えられるんですが、今は、津山市の一般会計に、おんぶにだっこという状況で下水道を広げて行っております。

だから将来は下水道も下水道使用料を財源として、事業を進めて行かないといけない時期が必ず来ます。

それを思った時に、広げて広げてと言って、さあ広げたけど、家がないとか、あと僕らが今まで下水道やってみて一番辛いのは、行ったけど受益者負担金を払ってもらえないとか、下水道をつないでももらえないとか、そういうのを一番恐れています。僕の愚痴になったんですけど、そういうこともあるということを委員の皆様には知っておいていただきたいです。

委員 説明会の時にその受益者負担の話はされているんですか。その時に、これぐらいは費用が掛かりますとか。

事務局 浄化槽にした場合にはこういう個人負担が要ります。下水道につなぐ場合にはこういう工事負担が要りますということで、説明しています。

委員 下水道はただだと思われてるかもしれない。何もいらぬ。浄化槽ならお金が要るけど、下水は全部やってくれるんだろうぐらいに思われてる。

事務局 必ず使用料が発生します。

委員 工事費も結構かかるじゃないですか。

事務局 そうですね。ただ、宅内工事はあまり、おいくらというのをなかなか言いづらいので

言っていません。宅内の配管につきましては、浄化槽をしようが、下水をしようがほぼ同じで、浄化槽については、本体工事費の約半分程度を補助金で出して、残りの半分を個人負担していただく。それに対して、下水道をされる場合には、受益者負担金ということで、下水が、前の道に埋められたときには、旧津山市でしたら、560円掛ける平米数、それ以外の旧町村については、一軒当たり30万ということで、負担をお願いしています。

委員 敷地面積に対してこれぐらいお金が要るんですよってという説明はされてるんですか。特に560円ですよっていうことを。田舎の方が広いじゃないですか。

事務局 北園とかは、一軒が狭いから560円でも、10万とか20万の受益者負担金で済みますが、田舎にいけば広いですよ。100万ぐらいの受益者負担金も発生します。

その負担のお話もさせていただきましたが、これを、お聞きになっても、残して欲しいという結論をいただいております。

会長 市としては、そうした住民の方の合意を得られてないところについては、無理強いはされないということは方針としてあると。

事務局 今回、コンセンサスを経て進めるということは必要だとは思っておりますし、県の方からも、コンセンサスを得て進めるということは意見としていただいております。今回もそのために説明会に入りましたので、反対されるところに無理やりということは考えておりません。ただこの先、事業がどうなるかわからないので、次の機会の時には、どうなるかその時の判断になるかと思っております。

今回初めて地元に行って説明させていただいたんじゃないかと思っております。今回、下水道を希望された地域におかれても、例えば10年後、期間が短いかもしれませんが、また様子を伺ったときに、同じような感情でおられるか、あるいは、もう少しトーンが下がった感情でおられるか、どうなんだろうかなというように思っております。ちょっと驚かれた方もおられるんじゃないかと思えます。

この説明会は、浄化槽に転換するのでその決まったことを報告しに来たのかと。いうようなご意見をいただきました。基本的には住民のコンセンサスを得ながらと思うので、決して決まった件を報告しに来たのではないということで説明をさせていただきました。

今後また、情勢が多少なりとも変わっていく中で、下水道は欲しいと希望された方も、段階的にですね、気持ち少しは変わるのかなと思ったりしたんですけれども、今回は申しあげましたように、基本的には住民の方の同意が得られないまま進めることは考えていません。

会長 維持管理の時代になっていくのが分かっているので、それに向けた住民理解が必要だし、ただ、自分のところが切り捨てられるっていうのは感情的に、納得はいかないというのは分かります。例えばですが、今回対象から外れることについては合意が得られたという、高野本郷・押入とか、あるいは久米地域とかの方の転換されてから、一気に浄化槽の普及が進んだとか、そういう住民の方のご意見というんですかね、要するに、見直しが終わった後のその地域の、サポートとかフォローをしていただいて、これだけ良くなったとか、思ってたよりも負担がないんだとか、その辺のところを、住民対話で、直接は難しいかもしれないけども、住民同士がやり合うことで理解できたら面白い

のかなあと思ったりしました。

市が言うと、上から言われたことってかたちになるんですけど、住民同士のコミュニケーションとか、あるいはそういう意見が出ましたよということをお伝えするのも意味があるかなと思うんです。住民の方の理解をどうやったら得られるかっていうのは一つの課題でしょう。

その辺のところを書くことはちょっと難しいのかもしれませんが、コンセンサスを得るための手法っていうんですか、これから変えるところだけではなくて、変えたところの地域もちゃんとリサーチしておくというんですか、モニタリングしとくというのは意味があるのかなと思って今のお話を聞いていました。

他に何か答申の内容について、いかがでしょうか。

委員 ちょっと、浄化槽の放流同意は、今も付ける必要があるんですか。

事務局 放流同意については、今は取ってはいないはずですよ。

委員 5人槽にいくら、10人槽にいくらというのが今まで、ありましたよね。あれは要らないということをはっきりしてやらないと、

事務局 設置届には求めているとは思いますが。

委員 今は確認申請には付けません。

事務局 ただ、水利権等権利を持っている水路に流すのであれば、そこには権利を持った方がいらっしゃるので。

委員 水利組合がおられた場合は取ってくださいだけど、確認申請には付ける義務はありません。

委員 ただそこははっきりしておかないと、うちの町内では、町内会長の判を押すと言うんですが、農協の前に老人ホームを引っ張ってきたんですが、メーカーを呼んでメーカーに金を30万、50万出せと言うんです。そこに20何人いたんですが、こういう地域にそういう施設ができるということは喜ぶべきなのに、県と国と市が補助金を出す制度なのに。

事務局 設置にあたっての法的手続きにおいては、放流同意を求めているはずですよ。

ただし、水利権等権利を持たれた方のいる水路については、勝手には流すことができないので、了解を得てくださいというお話をさせてもらっているのではないかと思います。その中でお金を払うというのを止めれるかということ、これはちょっと。

委員 確かにそういうことは大分少なくなった。5人槽になんぼ、10人槽になんぼというように。5万出せ、10万出せとか20万出せとかいうのは、だんだん少なくなって、これは綺麗な水を流すために、合併浄化槽をするんですが、前の単独だったら、分かりませんが、合併については、要らないということをはっきり言ってもらった方がいい気がします。

事務局 法的手続きには必要ないはずですよ。ですが、話をする中で向こうが実際流される方に払って欲しいっていうまで止めるかということちょっとそこは私は何とも申し上げられない部分であります。

ここに改良区の間が誰もいないんでわからないのですが、改良区としては、あれはあくまで負担金ではなく、協力金だというような言い方をします。

津山市の道路側溝に流すのは一切関係ないです。ただ、中には農業用水として、水利

組合なり、土地改良区がお金を払って作った水路があります。そこに対して流す時に、どうしても、あなたは清掃しないだろう。清掃しないだったら、私たちが代わりにするんだから、その分の協力金を払えというような流れが今までもあります。実際そのことで、裁判も起きておりますので、これについては、建設の人間、下水道の人間で、そのことについて触れる人間はいないんです。

委員 それではその書類がなくても浄化槽の設置については、OKをしてくれるのでしょうか。

事務局 そのはずです。設置届については、下水道課では受けていませんが。

委員 下水道課の方がなくても処理を受けてやってくれるということをはっきりしてくれないと。

事務局 下水道課でやってますのは、合併浄化槽に対する補助事業だけですので、当然、補助の申請には添付を必要としていません。

委員 確認申請の方にも放流同意は付けていません。

事務局 法的手続きの中では、放流同意までは求めないはずなんです。

委員 その書類を付けると、もらわなきゃならなくなるんです。今は全然つけてないんですね。

委員 設置届に、もし付いて来たら返してます。これは要らないと。

事務局 放流同意については、法的手続きについてはもう必要になってない。ですが、ただ先ほど部長からも申し上げましたとおり、そこを作って維持管理する人がいれば、その人とも話をしてもらおう中で、協力金とかたちで求められることがあるかもしれませんが、そこについては、どうするっていう強制的にはできないと思っております。

委員 まあ、古い町内会長がそういう人が多い。新しい人にはいない。

事務局 浄化槽が使われるようになった最初の頃は、やっぱり汚いもの流すっていうイメージがあったんで、そういうお話をよく聞いたんですが。

委員 単独浄化槽をすれば言っていたかもしれないが、合併になったら本当に手を洗ってもいい。飲まないですが、綺麗な水が流れますからね。ありがとうございます。

会長 その辺のどれくらい綺麗になるのかということも、皆さんがよく理解されるのが、なかなかね、進まないというところもありますよね。また、アピールじゃないですけど、皆さんの理解を求めるのは、継続的になりますね。例えば、下水道だけがその選択肢ではないと。

事務局 浄化槽の日というものもありますので、そういう時には、広報等で少し宣伝をしていくとか、また、機会を捉えて浄化槽の宣伝というものも考えたいと思います。

浄化センターで浄水した水の方が綺麗だと思う人が圧倒的。でも浄化槽も綺麗なんです。

今、高度処理型というのが出ております。窒素とかリンも処理できるというものもあります。小さい浄化センターと同じぐらいの処理能力はあると思っております。

会長 僕も学生の時に、浄化槽の方がいいというようなことを、教員から言われたことがあって、結局、皆さんの固定観念ですかね。下水道の方がいいということがあるので。

あと、他にご意見がございませうかね。確認なんですけど、事業所に関する補助金のことについては、この前の審議会であったことを受けて言われたのかなというように理解は

しているのですが、営利関係、事業所なので営利関係なので、そこに補助金を出すというのが適切かどうかということが、観点としてあるということですよ。

事務局 まだ、具体的に課内で検討したわけではないので、答申の中で、今後これについて検討することも求めますというような意見で出していただくのは可能と思います。

委員 先ほど10人槽しか、津山市は出してないけど、国としては、もう少し上の補助金がないことはないと聞きましたが。

事務局 補助制度としてはございます。

委員 それは何人槽まであるんですか。それは大規模な工場とかは無理かもしれないけれど、小規模な、例えば住宅の面積が30坪ぐらいあって、2分の1以下にはならない事業所とか。

会長 もう1回（審議会が）ありますよね。次回までにそれを確認してもらってというのでもよろしいでしょうか。

委員 事業所だったら大きな工場とかいうのは難しいのかもしれませんが、例えば、住宅に関連するもので、今はちょっと外れてるけど、そういうのができるのであれば。

会長 イメージとしては、上に人が住んで、下が店舗みたいな。

委員 そうです。住宅面積がある程度あるのに、全く出ないっていう。

事務局 すみません。津山市が採用していない部分なので、
どういう制度があるのか調べてご報告させていただきます。

委員 そういう店舗付き住宅を考えられている方は助かるんじゃないかと。

事務局 あとは、基本的には汚水処理人口普及率を上げるために、寄与するものだと考えていますので、住宅部分が入ってくる。全くの営業施設とかは対象外じゃないのかなと思っています。

委員 だから住居があっても、津山市は対象外だったけれども、本当は補助金が出せるっていうものがもしできるのであれば。

事務局 実際のこの補助制度について、勉強した上で、次回の時にご報告いたしたいと思いません。

欠席されている委員さんからもいただいたようなことを、答申に入れていただくのは、検証することを求めますということでしたら、できるかできないかは別の話ですので、問題ない。そういうご意見でしたら入れていただければと思っております。

会長 そこは可能かどうか確認していただいて、それでOKだったら、文言として入れるのは、検討してくださいでいいと思うんですけど、丸々、営業に関しての営業施設、営利目的のところについて、その補助を入れるのは、難しいのであれば、検討も何もできないので、どういうところかなと思います。

委員 住居部分のある建物については考えてもらいたい。

事務局 補助制度を調べまして、その上で答申案をお示しさせていただきます。

委員 それでいいんですけど、県下で、10人槽よりも大きいのを補助対象にしているところは、多分ないと思います。

会長 他にはよろしいですか。時間も1時間を超えましたけども、よろしいですか。大事な答申の内容については、ここで確認させていただき、次は答申案を、まとめる形になるかと思しますので、ご意見があれば、ここでよろしくお願ひしたいと思ひます。よろし

いですかね。

《委員から「はい」との発言有り》

会長 はい。それでは他にご意見ご質問等がないということですので、本日の審議で出ました意見を踏まえて、答申案を修正し、次回、案として出させていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(4) その他 特になし

【3. その他】

次回開催について

事務局 12月19日(月)午後開催を考えている。

<了承される>

【4. 閉会】